

兵庫県公報

平成28年1月8日 金曜日 第2762号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 平成22年兵庫県告示第156号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	3
○ 平成22年兵庫県告示第1200号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
公 告	
○ 入札公告（管理課）	5
○ 落札者等の公示（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8

告 示

兵庫県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

今田町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 光 彦	篠山市今田町黒石722番地
同	福 西 保 昭	同 市今田町上小野原642番地
同	藤 本 稔	同 市今田町休場9番地2
同	構 井 正	同 市今田町木津159番地
同	小 澤 裕 也	同 市今田町佐曾良新田91番地1
同	市 野 金 治	同 市今田町上立杭479番地
同	溝 端 敏 満	同 市今田町釜屋106番地7
監 事	小 田 和 也	同 市今田町今田新田106番地3
同	中 井 強	同 市今田町四斗谷503番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	杉 尾 吉 弘	篠山市今田町辰巳14番地5
同	畠 中 純 一	同 市今田町本荘751番地
同	藤 中 高 光	同 市今田町黒石345番地
同	巖 正 照	同 市今田町釜屋62番地1
同	前 中 光 男	同 市今田町四斗谷500番地1
同	松 本 和 良	同 市今田町上立杭388番地
同	長谷川 正	同 市今田町今田110番地

同	小 畑 道 義	同	市今田町市原55番地
監 事	大 上 磯 松	同	市今田町下立杭172番地
同	藤 本 清 和	同	市今田町黒石229番地



兵庫県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市明石川沿岸土地改良区	平成27年12月17日



兵庫県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年12月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	山田地区	平成28年1月8日から 同 月28日まで	三田市役所



兵庫県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市市島町上鴨阪字曼田良410の1、410の2、411の1、411の2、412、413、414の1、414の2、415、416、421から424まで、字荒谷2079、2080の6から2080の8まで
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字曼田良410の1、410の2、411の1、411の2、412、413、414の1、414の2、415、416、421から424まで、字荒谷2080の6・2080の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2079、2080の8
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市市島町上竹田字十方寺950、950の1、950の2、951、4090、字浄光庵4100の1（次の図に示す部分に限る。）、4089、4091の1、4092、4093の1、4093の2、4094の1、4094の2、4095の1、4098、4099、4100の2、4101、4102

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字十方寺950、950の1、950の2、951、4090、字浄光庵4089・4091の1・4094の1・4094の2・4099・4101（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、4092、4093の1、4093の2、4095の1、4098、4100の1、4100の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第16号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成27年11月4日から同年12月15日まで

3 作業地域

尼崎市尾浜町一丁目外



兵庫県告示第17号

平成22年兵庫県告示第156号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え

置いて縦覧に供する。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

殿(1)Ⅱ(110040048)の項中別図48を改める。



兵庫県告示第18号

平成22年兵庫県告示第1200号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備えて縦覧に供する。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下村(3)(1)Ⅱ(110030084)の項中別図133、湯谷川左支溪第一Ⅰ(210030033)の項中別図207、竹野東谷Ⅱ(210030040)の項中別図214、竹野西下谷Ⅱ(210030042)の項中別図216を改める。



兵庫県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下村(3)(1)Ⅱ (110030084)	豊岡市竹野町椒(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
殿(1)Ⅱ (110040048)	豊岡市日高町殿(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
湯谷川左支溪第一Ⅰ (210030033)	豊岡市竹野町須谷(別図3のとおり)	土石流	別図3のとおり
竹野東谷Ⅱ (210030040)	豊岡市竹野町竹野(別図4のとおり)	土石流	別図4のとおり
竹野西下谷Ⅱ (210030042)	豊岡市竹野町竹野(別図5のとおり)	土石流	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第20号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成28年1月8日から適用する。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「	有限会社神戸商業開発研究所	ファミリーマート西神南店	神戸市西区井吹台東町	」
---	---------------	--------------	------------	---

を
「

有限会社神戸商業開 発研究所	ファミリーマート西神南店	神戸市西区井吹台東町
有限会社ことぶき	ローソン加古川町木村店	加古川市加古川町

」

に改める。

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年1月8日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
県立特別支援学校大型スクールバス 2台
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成28年3月31日（木）
- (4) 納入場所
兵庫県立阪神特別支援学校（西宮市田近野町11-7）
兵庫県立こやの里特別支援学校（伊丹市瑞ヶ丘2-3-2）
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 書面による入札
 - ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 大谷
電話 (078) 341-7711 内線4946 F A X (078) 362-3928
 - イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付

期間

平成28年1月8日（金）から同月14日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成28年1月25日（月）午前11時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成28年1月22日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。なお、同システムは毎日午前9時から午後8時までの間利用できる（県の休日を除く。）。

ア 参加申込みの期間

平成28年1月8日（金）午前9時から同月14日（木）午後4時まで

イ 入札の日時

平成28年1月20日（水）午後5時から同月25日（月）午前11時まで

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成28年1月8日（金）から同月14日（木）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成28年1月8日（金）から同月14日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、1月14日（木）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成28年1月19日（火）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年1月22日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年1月8日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県立学校教務支援システム用サーバ等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月10日
- 4 落札者の名称及び住所
NTTファイナンス株式会社 神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額
973,512円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成27年10月30日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市中広字島田川原142番3
同 市北野中字下長田397番27
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市東今宿五丁目1番22号
山 名 寛 明
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年12月11日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-7-2号（27赤穂）